

国立大学法人群馬大学荒牧地区環境美化室設置要項

平成23年 8 月 1 日 制定

(設 置)

第 1 国立大学法人群馬大学荒牧地区の環境美化を推進するため、国立大学法人群馬大学荒牧地区環境美化室（以下「美化室」という。）を置く。

(業 務)

第 2 美化室は、荒牧地区の環境美化（施設運営部の所掌に関するものを除く。）に関する業務を行う。

(職 員)

第 3 美化室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 班長
- (4) 室員
- (5) コーディネーター
- (6) 環境クリーンスタッフ

2 室長は、人事労務課長をもって充て、美化室の業務を掌理する。

3 室長補佐は、人事労務課副課長をもって充て、室長を補佐する。

4 班長は、人事労務課職員をもって充て、美化室の業務を処理する。

5 第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号の職員は、美化室の業務に従事する。

(雑 則)

第 4 この要項に定めるもののほか、美化室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年 8 月 1 日から施行する。